

意見書案第 3 号

燃油減免制度の継続を求める意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

平成 22 年 12 月 22 日 提出

提出者	室戸市議会議員	鈴木彬夫
賛成者	〃	堺喜久美
〃	〃	町田又一
〃	〃	徳増寿子
〃	〃	立石大輔
〃	〃	山下浩平
〃	〃	久保善則
〃	〃	脇本健樹
〃	〃	上野祥司
〃	〃	米澤善吾
〃	〃	山本賢誓
〃	〃	久保八太雄
〃	〃	濱口太作
〃	〃	谷口總一郎

室戸市議会議長 林竹松様

燃油減免制度の継続を求める意見書

これまで農漁家の経営に貢献してきた免税軽油制度（1リットルあたり32円10銭）が、地方税法の改正によって、このままでは2012年（平成24年）3月末で廃止される状況にあります。

また、現在、政府が昨年、1年間延長したA重油の免税・還付措置（1リットルあたり2円4銭）も廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油について軽油取引税（1リットルあたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

軽油、A重油の減免措置がなくなれば、今でさえ困難な農漁業経営への影響は避けられず、軽油、A重油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農漁業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農漁業の振興、食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から、免税軽油の制度を継続していただくこと、A重油の免税・還付措置を継続していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

室戸市議会

内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
経済産業大臣	大畠	章宏	様
農林水産大臣	鹿野	道彦	様